（保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十六条の十五　法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［略］

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十六条の二十一　法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［略］

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第８号（第26条の29関係）

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

財務（支）　局長

殿

知事

登録　財務（支）　局長

届出者　（　）　第　号

番号　知事

（郵便番号　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

又は名称

氏　名

（法人にあっては、代表者の氏名）

（法定代理人 / 氏名、商号 / 又は名称）

連絡者　所属　氏　名

電話番号（　）　―

事　業　報　告　書

目　次

［１～11　略］

（保証等に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十六条の十五　法第二十四条の四第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、保証等に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［同上］

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の特定公正証書の作成に係る説明事項）

第二十六条の二十一　法第二十四条の五第二項において準用する法第二十条第三項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、特定公正証書に記載され、又は記録された内容の債務の不履行の場合には、受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨とする。

２　［同上］

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第８号（第26条の29関係）

事　業　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

財務（支）　局長

殿

知事

登録　財務（支）　局長

届出者　（　）　第　号

番号　知事

（郵便番号　）

住　所

電話番号（　）　―

商　号

又は名称

氏　名

（法人にあっては、代表者の氏名）

（法定代理人 / 氏名、商号 / 又は名称）

連絡者　所属　氏　名

電話番号（　）　―

事　業　報　告　書

目　次

［１～11　同左］